様式第４号（第４条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（開示請求者）　　　　　　　　　　　　様

（組合の機関）

保有個人情報開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、組合の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、盛岡北部行政事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、この決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等（説明事項をお読みください。）

|  |
| --- |
| (１)　開示の実施の方法等(２)　事務所における開示を実施することができる日時及び場所期　　間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）時　　間：場　　所：(３)　電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合(４)　写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 |